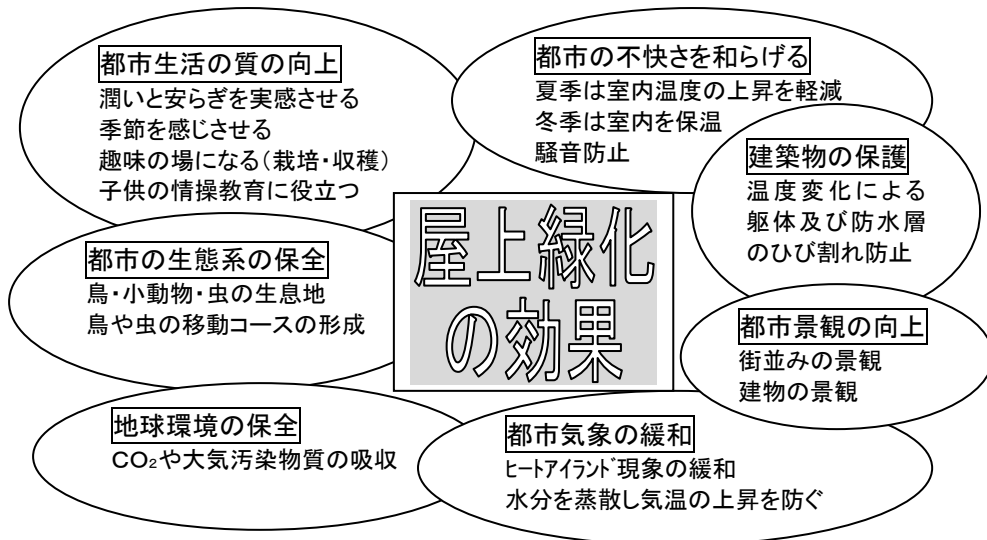


屋上緑化助成について



板橋区は、『民有地の緑化を推進し、地球温暖化の防止と都市環境の向上に寄与する』ことを目的とし、新たに屋上緑化をされる方に対し助成金を交付しています。

【内 容】

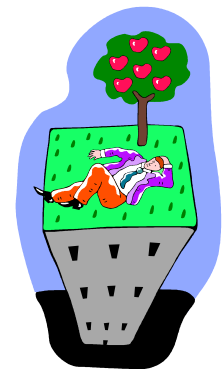
対象建築物 区内の民間建築物で、建築基準法などの法令に適合するもの

対象工事 屋上緑化に係る **基盤の整備** 及び **植栽工事**

助成対象者 原則として建築物の所有者

【助成要件】

- ①屋上や屋根のないベランダであること
- ②4㎡以上の植込み地を整備すること ※移設可能なプランターなどは対象外
- ③樹木や芝生などを植栽すること ※一年草の植物等は対象外
- ④建築基準法など法令に不適合の建築物でないこと
- ⑤販売や賃貸等を目的とした土地・建築物でないこと
- ⑥国、地方公共団体、その他公共の団体が所有する建築物でないこと



【助成金額】

(イ) 緑化面積に区の標準工事費単価(2万円/㎡)を乗じた額

(ロ) 実際の工事費

(イ)と(ロ)の少ないほうの額の **1/2 以内** を助成します

※ただし上限を **40万円** とします

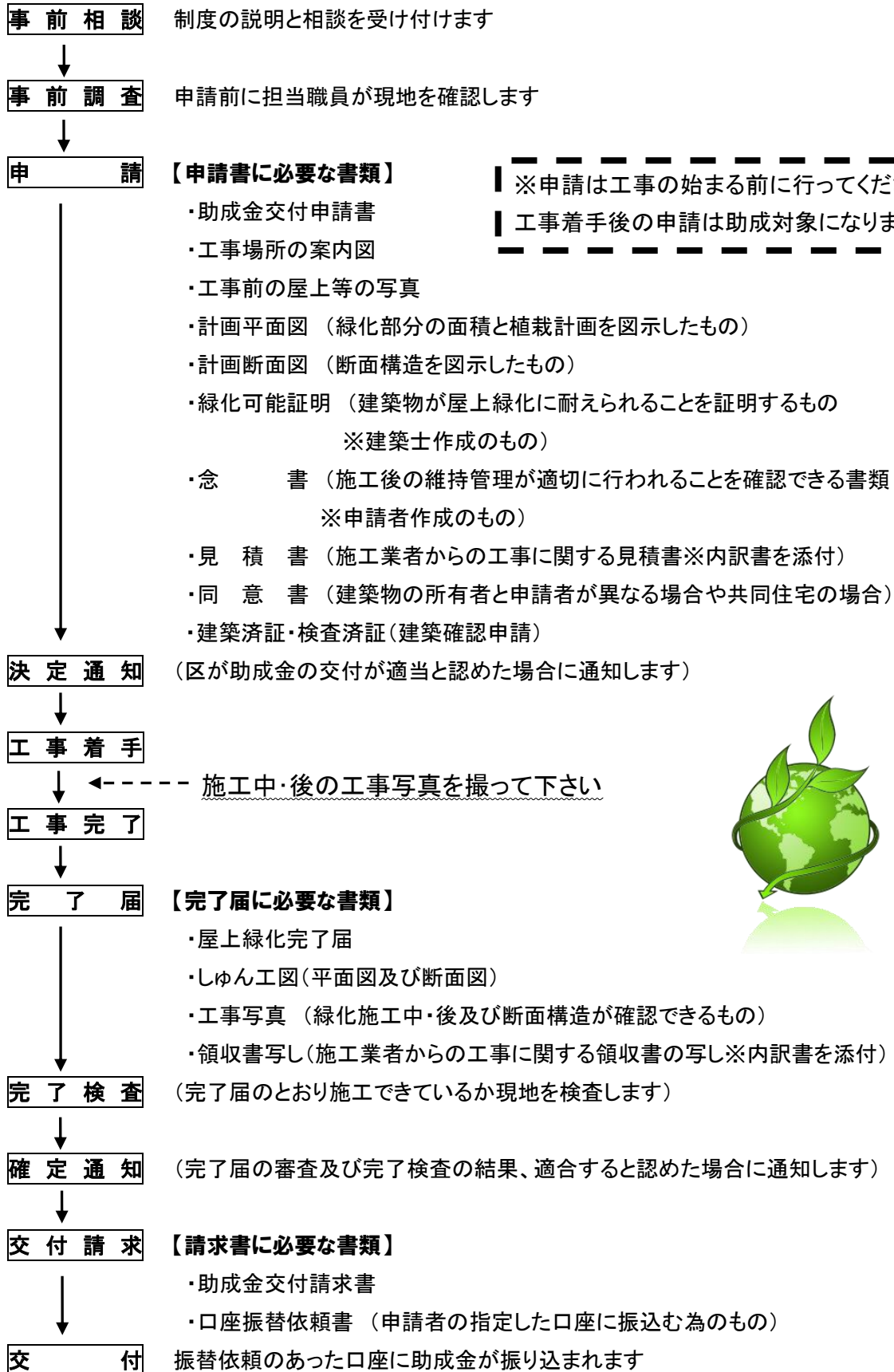
他の制度との兼ね合い

板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3に基づく緑化工事や、他の制度で助成を受けて行う緑化工事は助成の対象外となります

連絡先 板橋区 みどりと公園課 みどり推進係

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (南館5階) ☎03-3579-2533 (直通)

手続きの流れ



※申請は工事の始まる前に行ってください。
工事着手後の申請は助成対象になりません

